

## 1. 労働時間、賃金の端数計算について

全国展開している居酒屋チェーン企業の大阪の2店舗で、アルバイト店員の勤務時間を1分単位で記録せずに30分単位で端数を切り捨て、正当な賃金を支払っていなかったことにより労働基準監督署から是正勧告を受け、未払い賃金を支払ったという報道がありました。2005年にはハンバーガーチェーン企業でも、同じ理由で労働基準監督署から是正勧告を受け、同じく未払い賃金を支払っています。

時給で計算するアルバイトのみならず月給で計算する正社員であっても、遅刻、早退等による控除、あるいは残業等による割増賃金の計算のときには労働時間に分単位の端数が出てしまいますが、このような場合の取扱いについて行政は次のような通達を出しています。『5分の遅刻を30分の遅刻として賃金をカットするような処理は、労働の提供のなかった限度を超えるカット(25分のカット)について賃金の全額払いの原則に反し、違法であるとし、割増賃金の計算における端数処理については、1か月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものと認められるから、違法として取り扱わない。(昭和63.3.14 基発第150号より抜粋)』。つまり、1日単位の端数の四捨五入はNGだが、1か月間集計したものを1時間未満分なら四捨五入するのはOKという見解です。

タイムレコーダーやパソコンの出退勤管理システムソフトなどによっては、時間計算を簡単にするために5、10、15、30分等の分単位で切り上げ、切捨てをする“丸め”機能を有し、それを使用することにより事務手続きが簡略できているものがありますが、利便性だけを考慮して残業時間等を丸め単位で日々計算してしまうことは、上記通達から見れば労働基準法違反となりますので、是正勧告の対象となりかねず注意が必要です。

## 2. ご存じ知ですか？厚生年金「養育期間中の標準報酬月額特例」

こちらは3年ほど前より導入された制度ですが、簡単に説明しますと、子が生まれた以降、給与が減り、社会保険の標準報酬が下がった場合、申請すると、最大で3歳まで社会保険料は低くなった標準報酬で計算するが、将来の年金額の計算には従前の高い標準報酬で計算してくれるというお得なものです。ここまで聞くと対象者は出産する女性社員で産休後も引き続き在籍する人、そして時短勤務などに切り替える人だけの話に聞こえそうですがそうではないのがこの制度のミソであります。

たとえば、子どもが生まれた後、残業をするのをやめて給与が減ったという場合や、早く帰りたいがために会社の近くに引っ越して交通費が減ったという理由で下がった場合も適用します。そして最大の注意点は、育児休業を取得するかしないかに関係なく、また、同一の会社でなくとも、そして男女関係なく該当すれば申請できるのです。つまり、育児に協力するため男性が忙しい会社を辞めて転職し、転職先の会社の給与が前の会社の給与よりも少なくなっていた場合、届け出しておけばこの制度に該当するのです。この届け出は新しい会社側で申請となります。事業主様におかれましては、中途採用のときは要注意！特に扶養控除申告書で扶養のお子さんがあるかどうか分からない女性などは見落としがちです。なお、こちらの制度はさかのぼって2年までしか処理してもらえませんが、既に該当している方がおられましたら、至急ご相談ください。



### 編集後記

先日、労働基準監督官による「労働時間改善セミナー」に参加しました。

セミナーの内容は、今年の厚生労働省が今年の基本方針の一つである「ワークライフバランス」に関して、先進国との労働時間や休暇の比較を交えたもので、今後の働き方の見本となるものの提案でした。この厚生労働省の基本方針は、毎回常に時代の少し先を見据えたもので、実際に大企業では既に「ワークライフバランス」をキーワードに、雇用環境の改善を積極的に行う傾向にあります。中小企業にも近い将来、浸透していくでしょう。とはいえ、それを実践できるような体制づくりは、すぐできるものではありません。今のうちから視野に入れて努めていただくことが、雇用環境を取り巻く諸問題の時代の波に乗り遅れないポイントのひとつだと思います。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
三鷹市下連雀 4-15-33-710  
TEL: 0422 - 44 - 9487  
FAX: 0422 - 44 - 9477  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)